



# 新名寄市総合計画(第1次)後期計画 第4回市民生活環境部会議案

日時：平成23年9月28日(水)  
午後6時30分～

場所：市役所名寄庁舎4階第2委員会室

## 1. 開 会

## 2. あいさつ

## 3. 報告事項

- (1) 市長との懇談会について
- (2) 財政見直しについて

## 4. 議 題

- (1) 総合計画後期計画(素案)の確認について
- (2) 個別実施事業(主な計画事業)について

## 5. そ の 他

## 6. 閉 会

（開会）三島課長

（挨拶）澤田部会長

— 以降、澤田部会長の司会進行 —

（1）報告事項

1. 事務局から市長との懇談会でのご意見・ご提言について報告
2. 財政見直しについて

（2）議 題

基本目標 Ⅲ 自然と環境に優しく快適で安全なまちづくり（生活環境）

**ア 後期計画（素案）について変更、修正があった施策ごとに担当者説明**

2. 循環型社会の形成・・・ 土屋課長説明

（質疑なし）

5. 交通安全・・・・・・・・ 多賀主幹説明

（質疑なし）

7. 消費生活の安定・・・・ 多賀主幹説明

（質疑応答）

委 員：通信サービスに関する相談が増加しているとあるが、どういうものがあるのか。

多賀主幹：インターネット、携帯電話など。

委 員：取り込み詐欺なども増えている様なので、個人個人勉強する必要がある。

土屋課長：インターネット、携帯電話の有料サイトに関する相談もある。

委 員：使用者側にも責任があるので、勉強の必要がある。そういう事をもっとPRしていくべき。

委 員：消費者センターと消費者協会と国民生活センターの違いをもう一度教えて欲しい。

多賀主幹：消費者センターは消費者からの相談がおもな業務。消費者協会は店頭等で価格や量目の調査を行う任意団体であり、消費者の不利益とならない様情報発信をしている。国民生活センターは国の機関で、商品テストや安全確認を行っている。具体的事案を示し市町村へ通知したり、インターネット配信し情報発信をしている。

委 員：事例があったとしても、リアルタイムなものではない。

土屋課長：こういった情報は、集まりがあれば出向いて話す機会を設け注意喚起している。今後も継続する予定。

委 員：消費者センターは市の管轄なのか。

土屋課長：今後、近隣市町村で構成する広域圏の中で1ヶ所に設置の予定。

委 員：と言う事は、今各市町村にある消費者センターはなくなるという事か。

土屋課長：道の方針により平成 24 年度から北海道は、札幌1ヶ所のみとなる事から、広域設置を余議なくされた。

委 員：悪徳セールスを何とかする方法はないものか。

委員：昨年町内会を通じ全戸配布された「訪問販売」お断り-の黄色いステッカーを貼った家が増えた事で悪徳な訪問販売は減ったと聞いている。ステッカーを貼った家への勧誘や契約は法律的に道条例で禁止されているので、万が一のときは、警察も介入出来る。

委員：知らない人がまだまだいると思う。再度広報等で周知して頂きたい。

## イ 個別実施事業の確認について

各担当より説明

(質疑応答)

委員：消防車の耐用年数はどれくらいなのか。

牧村署長：通常は16年～17年と言われている。名寄市は30年以上になる。30年以上使用している所はあまりない。

委員：1台の金額はどの位なのか。

牧村署長：1,400万円～8,000万円まで色々ある。

委員：市民の命を預かる事を考慮すれば、高くても仕方がないが、大事に使ってもらいたい。昨年の出火は14件とある。今年は何件になるのか。

牧村署長：現在までで6件。

### (3) その他

今後の日程について・・・三島課長

本日で市民生活環境部会は最後となる。次回は10月18日に策定審議会があり全部会の委員の皆さんに出席頂き答申案が示されることになる。

以上